

○令和3年度の国民年金保険料について

令和3年度（令和3年4月分～令和4年3月分）国民年金保険料は月額16,610円です。

- お支払いは、
- ・口座振替
 - ・クレジットカード納付
 - ・金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口で、納付書による現金納付があります。
- なお、まとめて前払いすると、割引があります。



○付加保険料の納付のご案内

国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の、自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）と、任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）は、月額16,610円（令和3年度）の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

付加保険料の納付は、**申し込んだ月分**からとなります。

- ◇**申し込み先** 国保年金課 年金係
- ◇**付加保険料の月額** 400円
- ◇**付加年金額** 200円×付加保険料納付月数

例）付加保険料を40年間納めた場合 200円×480月（40年）＝96,000円（付加年金額）

※国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

国民年金基金についてのお問い合わせは、和歌山県 国民年金基金（0120-65-4192）へ、直接お電話をお願いします。

○令和3年度の年金額改定について

令和3年4月分（6月15日支払分）からの年金額は、3月分までの年金額に比べ、0.1%の引き下げとなります。
※年金を受給されている方には、日本年金機構から、令和3年6月に年金が振り込まれる前に「年金額改定通知書」が送付されます。

◇国民年金の年金額 改定前と改定後の比較

	令和2年4月分～令和3年3月分	令和3年4月分～
老齢基礎年金 満額	年額 781,700円 【月額 65,141円】	年額 780,900円 【月額 65,075円】
障害基礎年金 1級	年額 977,125円	年額 976,125円
障害基礎年金 2級	年額 781,700円	年額 780,900円
遺族基礎年金	子が1人の場合 年額 1,006,600円	子が1人の場合 年額 1,005,600円
	内訳 781,700円+子の加算 224,900円	内訳 780,900円+子の加算 224,700円